

## 第 149 号

2019.6.25

発行 宇治市  
編集 産業振興課宇治市宇治琵琶 45 番地の 13  
電話 39-9621(直)


# 宇治労政ニュース

## 労働者の祭典『メーデー』が開催されました



### 【連合南山城地域メーデー】

4月28日、「第90回連合南山城地域メーデー」が府立山城総合運動公園(太陽が丘)で開催され、約1,000人(主催者発表)が参加されました。『めざそう! 笑顔あふれる「安心社会」の実現を!』をスローガンに、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて取り組むことが宣言されました。



### 【南山城統一メーデー】

5月1日、「第66回南山城統一メーデー」が府立山城総合運動公園(太陽が丘)で開催されました。約400人(主催者発表)が参加され、「働く者の団結で生活と権利、平和と民主主義を守ろう!」のシンボル・スローガンのもと、労働条件などの改善が唱えられました。

## 出張就労相談会 in 宇治市役所

宇治市役所では月に2回、「京都ジョブパーク」と「地域若者サポートステーション京都南」による出張就労相談会が開催されています。相談無料・一部予約が必要です。お気軽にご利用ください!

- 開催日時
  - ・令和元年 7月1日(月) 午前9時00分~11時30分
  - ・令和元年 7月16日(月) 午前9時00分~11時30分
- 開催場所 市役所1階 市民交流ロビー
- 対象者 求職者及びその家族

※地域若者サポートステーション京都南の対象となる15~39歳以外の方は、京都ジョブパークの予約が必要となりますので、開催の3営業日前までに宇治市産業振興課まで予約の連絡をお願いします。

### 【問】

京都ジョブパーク	075-682-8915
地域若者サポートステーション京都南	0774-54-5380
宇治市産業振興課	0774-39-9621

## 平成 31 年度労働保険年度更新について



### ★事業主のみなさまへ★

平成 31 年度労働保険料（労災保険・雇用保険）の申告納付期間は、

**6月1日～7月10日（土日祝は除く）**です。

◎電子申請による申請や口座振替による納付もご利用（\*1）が可能となっておりますので、是非ご利用ください。

（\*1）平成 31 年度 1 期保険料の口座振替申し込みは、既に終了しています。  
平成 31 年度 2 期保険料からのご利用となります。



### ◆平成 31 年度の保険料率

◎平成 31 年度の雇用保険率は前年度から変更なく、以下のとおりとなります。

	① 労働者負担 (失業等給付の 保険率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険率	
		失業等給付 の保険率	雇用保険二事 業の保険率		
一般の事業	3/1000	6/1000	3/1000	3/1000	9/1000
農林水産（*2）・ 清酒製造の事業	4/1000	7/1000	4/1000	3/1000	11/1000
建設の事業	4/1000	8/1000	4/1000	4/1000	12/1000

（\*2）園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については、一般の事業の保険率が適用されます。

◎労災保険率についても、前年と変更はございません。詳しくはホームページをご覧ください。

保険料率、手続きの方法、申込用紙等、詳しくは京都労働局ホームページをご覧ください。

### 【お問い合わせ先】

京都労働局総務部労働保険徴収課

〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451

TEL : 075-241-3213 FAX : 075-241-3233

又は 各労働基準監督署へ

**お早めに申告納付を  
お願いします。**

## 平成30年4月から 無期労働契約への転換申込みが本格化しています！

無期転換ルールは、同一の使用者（企業）との間で、有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合、有期契約労働者（契約社員、パートタイマー、アルバイトなど）からの申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されるルールのことです（労働契約法第18条）。

契約期間が1年の場合は5回目の更新後の1年間に、契約期間が3年の場合は1回の更新後の3年間に無期転換の申込権が発生します。

有期契約労働者が使用者（企業）に対して無期転換の申込みをした場合、当該契約終了後に、無期労働契約が成立します（使用者は断ることができません）。

### 無期転換ルールの適用が除外されるのは、どのような場合？

労働契約法の適用が除外されている国家公務員、地方公務員、同居の親族のみを使用する場合や、無期転換ルールについて規定する労働契約法第18条の適用が除外されている船員を除く全ての有期契約労働者（例えば、アルバイトやパート、契約社員等）に、無期転換ルールは適用されます。

ただし、定年後継続雇用制度に基づき再雇用される高齢者及び「5年を超える一定の期間内に完了することが予定される業務」に就く高度専門職の有期労働者については、事業主が労働局長の認定を受けた場合は適用除外となります。

また、大学及び研究開発法人の研究者・教員等については無期転換申込権発生までの期間を10年とする特例が設けられています。

詳しくは、厚生労働省の無期転換ポータルサイトでご確認ください。

※『無期転換サイト』で検索



【問】 京都労働局 雇用環境・均等室  
075-241-3212

## 労働時間等見直しガイドライン(労働時間等設定改善指針)について



「労働時間等見直しガイドライン」(労働時間等設定改善指針)は、労働者がよりよい環境で働くために、事業主等が適切に対処するための必要事項を定めています。

労働時間等の設定の改善に取り組むことで、労働者が心身共に充実した状態で意欲と能力を発揮できることが期待できます。これは、企業経営の効率化や生産性向上といった観点から、事業主にも有益です。このガイドラインを活用して、積極的に取り組みましょう！

- ◇ 業務の特性に応じた柔軟な働き方を導入しましょう。
- ◇ 時間外・休日労働を削減しましょう。
- ◇ 年次有給休暇を取得しやすい環境を整備しましょう。
- ◇ 労働者の様々な事情で柔軟に休暇が取得できるよう、時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。
- ◇ 労働者の健康保持やワーク・ライフ・バランスに資する働き方を推進しましょう。
- ◇ 多様な働き方の選択肢を広げる制度を導入しましょう。
- ◇ 特に配慮を必要とする労働者について事業主が講ずべき措置を検討しましょう。



【問】 京都府 人材確保・労働政策課  
075-414-5090

●メール配信ご希望の方は産業振興課までご連絡下さい。sangyoushinkouka@city.uji.kyoto.jp